

### (3)地域、関係機関との連携

- 放課後児童クラブの子どもと保護者の生活がより地域に開かれたものとなるように、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図っていくことが求められる。
- 子どもの病気や事故、トラブルなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携をとるように努めることが必要である。

### 10 児童虐待等への対応

- 放課後児童指導員は、子どもの心身の状態や家族の態度などの観察や情報の収集により、児童虐待の早期発見に努める必要がある。
- 児童虐待等により福祉の介入が必要とされるケースについては、市区町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図っていくことが求められる。

### 11 安全対策・緊急時対応

#### (1)事故やケガの防止と対応

- 日常生活・遊びの中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うことが必要である。
- 事故やケガを防止するために、子ども自身が安全に配慮した行動を学習・習得できるように援助することが必要である。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成して放課後児童指導員に周知徹底することが必要である。
- 事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡し、適切な処置を行うと共に、実施主体並びに市区町村に報告することが必要である。
- 実施主体は、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、放課後児童指導員間で共有すると共に、防止対策を策定することが望ましい。
- 必ず傷害保険等に加入することが必要である。

#### (2)衛生管理

- 感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底することが必要である。また、放課後児童クラブ内や地域・学校で発生している感染症に関する情報を保護者に提供することも求められる。
- 感染症等の発生時の対応については、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応策を作成しておくことが必要である。

#### (3)防災・防犯対策

- 災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設設備や地域環境の安全点検、放課後児童指導員間並びに関係機関との安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めることが必要である。
- 定期的に避難訓練等を実施することや、非常警報装置や消火設備等を設けるなど、消防法の規定に沿った対応策を作成して実施する必要がある。

#### (4)来所・帰宅時の安全確保

- 来所・帰宅時の安全確保のために、子どもの出席や帰宅の状況について保護者との連絡のもとに確実に確認することが必要である。
- 安全確保についての子ども自身の学習への支援、放課後児童クラブとしての安全対策の作成や保護者への協力の呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動の実施等の取り組みが求められる。
- 市区町村においては、子どもの安全確保に関する地域の関係機関・団体等の連携が円滑に行われるように必要な調整を行うと共に、子どもの安全確保のためのチェックリスト等を

作成して各放課後児童クラブに配布し、活用を促すことが求められる。

### (5)緊急時の対応

- 感染症、災害などが発生した場合の緊急時の対応については、責任と役割を明確にした対応の体制並びに手順・ルール等についてマニュアル等の形であらかじめ決めておくことが必要である。
- 緊急時においては、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡を図ると共に、実施主体並びに市区町村に情報を迅速に報告し、必要に応じて関係機関に情報を伝達することが必要である。
- 子どもの安全確保のために臨時の休室がやむをえないと判断される場合は、保護者の就労に配慮し、市区町村や学校と協議の上で実施することが求められる。

### 12 運営管理

#### (1)権利擁護・法令遵守等

- 子どもや保護者の尊重と人権への配慮、守秘義務の遵守、個人情報保護等について放課後児童指導員の意識啓発を図り、それらの遵守状況の確認と改善を図るための組織的な取り組みが必要である。

#### (2)適正な会計管理・情報公開

- 利用料等の徴収、管理及び執行にあたっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- 会計や運営の状況について、保護者や地域に対して情報公開することが求められる。

#### (3)要望・苦情への対応

- 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知すると共に、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る必要がある。
- 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築することが求められる。

#### (4)職員集団のあり方と責任者の役割

- 放課後児童指導員同士が常に情報交換を行い、共通理解を図りながら相互に協力して事業の向上を目指す職員集団を形成する必要がある。
- 運営管理の責任者を定め、その役割と責任を明らかにすることが必要である。
- 運営管理の責任者には、放課後児童クラブの運営状況の全体を把握し、放課後児童指導員の意識形成や効率的な配置を行う役割、並びに学校や地域の関係機関・団体との連携を図る役割が求められる。

#### (5)事業内容向上への取り組み

- 事業内容の向上を図るために、会議の開催や記録の作成、あるいはマニュアルの作成等を通じて放課後児童指導員同士が情報を共有できるようにすることが必要である。
- 放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みを進めることが求められる。

#### (6)労働環境整備

- 放課後児童クラブの運営者は、放課後児童指導員の労働態勢や意向を把握し、放課後児童指導員が健康に意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- 雇用者負担のもとでの健康診断及び検便の実施が必要である。
- 雇用者として労働者災害保険に加入しておくことが望ましい。

#### <研究会名簿>

座長 柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学部 教授

委員 飯野 美伽 目黒区東山児童館 館長

植木 信一 県立新潟女子短期大学生活科学科 助教授

尾木 まり 子どもの領域研究所 所長(日本子ども家庭総合研究所 嘱託研究員)

小峰 弘明 埼玉県福祉部子育て支援課 主幹(～平成18年3月31日)

中島 和幸 埼玉県福祉部子育て支援課 主査(平成18年4月1日～)

永瀬 伸子 お茶の水女子大学院人間文化研究科 教授

野中 賢治 (財)児童健全育成推進財団企画調査室 室長

事務局:みずほ情報総研株式会社 山岡由加子・曾山理恵子 事務局補助:東京大学大学院教育学研究科 佐藤晃子

本研究は、こども未来財団の委託事業(平成17、18年度児童関連サービス調査研究)として実施したものです。

本研究の成果を引用・転載、研修用資料等に使用する場合は、事前にこども未来財団(TEL:03-6402-4825)までご連絡ください。

(平成19年2月作成)